

弘前大学教育学部附属特別支援学校いじめ防止基本方針

弘前大学教育学部附属特別支援学校

1 はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童生徒が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「弘前大学教育学部附属特別支援学校いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本的な姿勢

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。
- 児童生徒、教職員の人権感覚を高めます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

2 「いじめ」とは（いじめ防止対策推進法第2条より抜粋）

「いじめ」とは

本校に在籍している児童生徒に対して、本校に在籍しているなどの一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。けんかなどの軽微な事案であっても、いじめとして校内で情報共有し、対応する。

3 「いじめ」を未然に防止するために

（1）児童生徒に対して

- ア 児童生徒一人一人が認められ、お互いを大切にしたい、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- イ 分かる授業を行い、児童生徒に基礎基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ウ 思いやりの心や児童生徒一人一人が、かけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳教育や学級指導を通して育む。
- エ 「いじめは絶対許されない行為である」という共通認識を児童生徒がもつよう様々な活動の中で指導する。
- オ 見てみないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、教職員や他の友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

（2）教職員として

- ア 児童生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童生徒との信頼関係を深める。
- イ 児童生徒が自己実現を図れるように、児童生徒が活きる授業を日々行うことに努める。
- ウ 児童生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- エ 「いじめは絶対許さない」という姿勢を教職員がもっていることを様々な活動を通して児童生徒に示す。
- オ 児童生徒一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚をもつように努める。

カ 児童生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。また、登下校時における他校の児童生徒等とのトラブルがあった場合も速やかに学部主事へ報告する。

キ 「いじめ」の構造やいじめの問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。

ク 問題を抱え込まず、当該学部主事、管理職への報告や他の教職員への協力を求める意識をもつ。

ケ 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

(3) 学校全体として

ア 全教育活動を通して、「いじめは絶対許されない」という土壌をつくる。

イ いじめに関するアンケート調査（学校生活アンケート）は、前・後期（7月と1月）に実施し、結果から児童生徒の様子や保護者からの情報等を教職員全体で共有する。

ウ いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

(4) 保護者・地域に対して

ア 児童生徒が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。

イ 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを生活だより、保護者集会、学校評議員会等で伝え、理解と協力をお願いする。

4 「いじめ」の早期発見・早期対応について

(1) 早期発見にむけて・・・「変化に気付く」

ア 全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付いたことを共有する場を設ける。

イ 様子に変化が感じられる児童生徒には、教職員は積極的に言葉掛けを行い、児童生徒が安心感をもつことができるようにする。

ウ アンケート調査等を活用し、児童生徒の人間関係や学校生活等の悩みなどの把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童生徒との信頼関係を深める。

(2) 相談ができる・・・「誰にでも」

ア いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童生徒に伝えていく。

イ いじめられている児童生徒や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童生徒の悩みや苦しみを受け止め、児童生徒を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。

ウ いじめられている児童生徒が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。

エ いじめに関する相談を受けた教職員は、管理職・当該学部主事・生活支援部長に報告するとともに、いじめ防止対策委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

(3) 早期解決を・・・「傷口は小さいうちに」

ア 教職員が気付いたあるいは児童生徒や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。

イ 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。

ウ いじめている児童生徒に対しては、「いじめは絶対許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめをすることをやめさせる。

エ いじめることがどれだけ相手を傷つけ、苦しめているかに気付くことができるような指導を行う。

オ いじめてしまう気持ちを聞き、その児童生徒の心の安定を図る指導を行う。

カ 事実関係を正確に保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、連携し合っていくことを伝えていく。

5 校内体制について

(1) 校務分掌に「いじめ防止対策委員会」を位置付ける。委員長は生活支援部長、司会は教頭、記録は生活支援部副部長とする。定例の会議は、5月と2月の2回設定する。

構成は、校長、教頭、生活支援部長・副部長、教務主任、各学部主事、大学関係者とする。

(2) 役割として、本校のいじめ防止等の取組に関することや相談内容の把握、学部会や主事連絡会で定期的に児童生徒の状況を確認するとともに、いじめに関するアンケート調査(学校生活アンケート)及び結果について分析をする。

(3) いじめの相談があった場合には、当該学部主事、担任が事実関係の把握、及び管理職への報告を速やかに行う。必要に応じて、「いじめ防止対策委員会」を開き、関係児童生徒・保護者への対応等について協議する。なお、いじめに関する情報については、児童生徒の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有する。

重大事態が発覚した場合、「いじめ問題対策委員会」を立ち上げる。

構成は、校長、教頭、生活支援部長・副部長、教務主任、各学部主事、大学関係者に加え、学級担任、関係教職員、養護教諭、外部専門家・関係者、校長・教頭が必要と認める者とする。

(4) 年度末に今年度の取組について反省し、次年度の取組の改善に生かす。

6 教育学部との連携について

いじめの事実を確認した場合の教育学部への報告、重大事態発生時の対応等については、法に則して、教育学部の指導・助言のもと学校として組織的に動く。

附 則 この基本方針は平成26年4月1日より施行する。

附 則 平成30年4月25日一部改正する。

令和2年5月25日一部改正する。

令和2年5月29日一部改正する。